

令和 7 年 第 2 回 定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 11 月 28 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長の挨拶	3
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○一般質問	5
石井伸之議員	5
○同意第5号の上程、説明、採決	12
○認定第1号及び認定第2号の一括上程、説明、採決	12
○議案第19号及び議案第20号の一括上程、説明、質疑、採決	17
○議案第21号から議案第24号までの一括上程、説明、質疑、採決	22
○議案第25号及び議案第26号の一括上程、説明、採決	27
○監査委員（識見）退任の挨拶	29
○閉会の宣告	29
○会議録署名	31
○議決結果	33
○議席表	34

令和7年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年11月28日 午後2時30分開議

出席議員（23名）

2番	ゆうき くみこ	18番	山内 公美子
3番	渡 辺 清 人	19番	前 川 浩 子
4番	石 川 義 弘	21番	古 川 陽 菜
5番	佐 藤 篤	23番	清 水 学
6番	おのせ 康裕	25番	田 原 茂
7番	大 森 昭 彦	26番	村山 じゅん子
10番	森 たかゆき	27番	高野 ふみお
11番	青 木 博 子	28番	石 井 伸 之
12番	斎 藤 泰 紀	29番	三 原 智 子
13番	田 中 いさお	30番	小 川 龍 美
14番	上 野 ひろみ	31番	山 本 忠 志
15番	た だ 太 郎		

欠席議員（7名）

1番	池田 とものり	20番	渡 辺 純 也
8番	いたい ひとし	22番	今 村 る か
9番	一 柳 直 宏	24番	佐 藤 徹
17番	島 村 和 成		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	吉 住 健 一	企画調整課長	福 田 洋 之
副広域連合長	加 藤 育 男	管 理 課 長	細 山 克 昭
副広域連合長	師 岡 伸 公	資格保険料課長	丸 田 康 隆
副広域連合長	山 田 秀 之	給付管理課長	橋 本 忠 幸
総 務 部 長	八重樫 高 明	会 計 管 理 者	並 木 宏 之
保 険 部 長	宇 野 智 則	代表監査委員	清 水 耕 次
総 務 課 長	高 橋 昌 弘	選挙管理委員会 書 記 長	福 田 洋 之

職務のため出席した者の職氏名

議会書記長	高橋昌弘	議会書記	畠規之
議会書記	渡邊英基	議会書記	杉田恒介

議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | | 一般質問 |
| 日程第3 | 同意第5号 | 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について |
| 日程第4 | 認定第1号 | 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 | 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第19号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第20号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第21号 | 訴えの提起について |
| 日程第9 | 議案第22号 | 訴えの提起について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 訴えの提起について |
| 日程第11 | 議案第24号 | 訴えの提起について |
| 日程第12 | 議案第25号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第26号 | 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

○石川議長

ただいまから、令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 23 名です。欠席議員は 7 名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議席番号 16 番 葛飾区議会所属の伊藤よしのり議員から、令和 7 年 11 月 12 日付けの辞職願が提出され、議長において許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、議案説明のため、地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

はじめに、広域連合長より発言の申し出がございましたので、許可いたします。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

東京都後期高齢者医療広域連合長の吉住でございます。

日頃より、当広域連合の運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

第 2 回定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

現在、当広域連合では、来年度からの新たな保険料改定案につきまして、子ども・子育て支援金制度の導入等を踏まえながら検討を進めております。

現時点における国の通知に基づいた算定案につきましては、先日の保険料説明会で概要をご説明させていただいたところですが、最終的には、診療報酬改定の影響等も踏まえた上で、来年 1 月に開催いたします令和 8 年第 1 回定例会において、議案としてお示しする予定でございます。

今後、当広域連合では、特別対策のあり方等につきまして引き続き検討を進めるとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましても、被保険者等の皆様に丁寧に周知

を図っていくなど、都内 62 市区町村と緊密に連携を図りながら、後期高齢者の方が安心して医療を受けられる制度の運営に努めて参ります。

本定例会には、人事同意案 1 件、令和 6 年度決算の認定案 2 件、令和 7 年度補正予算案 2 件、事件案 4 件、条例改正案 2 件の合わせて 11 件を提出させていただいております。

よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

次に、議会書記長より諸般の報告をいたします。

議会書記長。

○高橋議会書記長

議会書記長でございます。

本日机上に配布いたしました文書等につきまして、ご報告いたします。

合計で 9 点ございます。

1 点目、東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表。

2 点目、令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議案の送付について（通知）。これにより追加議案の提出がございました。

3 点目、令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会 議事日程（第 1 号）。

4 点目、令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会 発言通告表。

5 点目、令和 7 年度 定期監査報告書。

6 点目、令和 7 年度 7 月分から令和 7 年度 10 月分までの例月出納検査の結果について。

7 点目、令和 6 年度 情報公開制度の実施状況について。

8 点目、令和 6 年度 個人情報保護制度の実施状況について。

9 点目、東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例第 15 条の規定により放棄した東京都後期高齢者医療広域連合の債権に関する報告について。

以上の 9 点でございます。

この配布をもちまして、内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。報告は以上でございます。

○石川議長

次に、会議規則第 80 条の規定に基づき、会議録署名議員を指名いたします。

14 番 上野ひろみ議員、23 番 清水学議員を指名いたします。よろしくお願ひいたしま

す。

これより、本日お手元に配布いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「一般質問」を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配布いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただき、ご協力をお願いいたします。

それでは一般質問に入ります。発言を許可いたします。

28番 石井伸之議員。

○28番 石井議員

令和7年第2回定例会に当たり、通告に従って質問いたします。質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

我が国は、本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えており、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、目指すべき社会の実現に向けて、政府が今後、税と社会保障のあり方について国民会議を設置し、議論が行われていくことについては注視していかなければなりません。

物価高騰や現役世代の負担について、税や社会保険料の軽減が叫ばれる中、後期高齢者の皆様が、これまでどおり安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくことが、広域連合に求められることと考えております。

こうした基本認識に立って、2件、一般質問いたします。

まず1件目ですが、令和8・9年度の保険料についてお尋ねいたします。

後期高齢者医療制度において、2年に1度のサイクルで保険料率の改定を行っておりますが、今年度は改定作業を行う年度です。

今回の保険料率の算定に当たっては、前回の改定と同様、医療保険制度改革の影響を大きく受けることが想定されるとともに、子ども・子育て支援金制度の創設や診療報酬改定などにより、保険料の上昇が生じるものと認識しております。

現時点における保険料率算定案については、先日の保険料説明会でご説明いただいているところですが、過去最大の増額になるようです。

今回、保険料がここまで上がった理由は何なのか。

また、広域連合として保険料の軽減にどのような努力をしたのか伺います。

次に2点目ですが、医師による診療報酬不正請求事件について伺います。

本件については、私が広域連合議会の議員に就任した際、これまでの議会資料を拝読する中で、昨年11月、第2回定例会において1億525万円余り、本年1月、第1回定例会において12億8,000万円余りの損害賠償請求について、各々、訴えの提起の議案が上程され、議決を受けたことを確認いたしました。

また、議決後に広域連合から東京地裁に訴状が提出され、6月25日には最終的に広域連合の主張が全面的に認められる判決が確定したこと、さらに、当該医師が9月末に詐欺容疑で逮捕され、10月1日に東京地検に送致されたことについても、広域連合によるプレスリリース等によって承知しております。

この事件における広域連合の被害総額は、13億8,000万円余りに及ぶものであるとともに、診療報酬制度を熟知した医師が犯した犯罪であるということから、新聞やテレビ等でも大きく取り上げられるなど、後期高齢者医療制度への信頼を失墜させかねない重大な事件であると、私自身考えております。

また、およそ180万人の被保険者や、後期高齢者医療制度に拠出している現役世代にも影響を及ぼすものであり、二度と同様の事件を発生させないためにも、徹底した事件の検証と比類無き対策を講じていくことが必要であると考えます。

まず、今回不正が判明した経緯を伺います。

また、どうしてこれまで不正が見逃されてしまったのか。

「令和6年度 主要施策の成果の説明書」114ページには、療養給付費に係る東京都国民健康保険団体連合会への審査支払手数料として、5,608万9,835件、36億4,023万282円の記載がありますが、現在行っている診療報酬の点検の仕組みにも言及した上で、事件の原因がどこにあると捉えているのか、広域連合の認識を伺います。

以上、答弁を伺いまして、再質問させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○保険部長

議長、保険部長。

○石川議長

保険部長。

○保険部長

令和8・9年度保険料についてお答えいたします。

今回の保険料率の算定に当たり、増額となった理由として、大きく3点ございます。

1点目は、国の動きとして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の激変緩和措置が解消されるとともに、新たに子ども・子育て支援金の制度が新設されたこと。

2点目は、これも国の動きとして、人口が減少する現役世代の負担を軽減する観点から、現役世代の負担する支援金と高齢者の負担する保険料の伸び率を同じにするため、前回の改定より後期高齢者負担率が大幅に上昇していることです。

最後に3点目として、今年度、全ての団塊の世代の方が後期高齢者となる中、コロナ禍以降、医療給付費の伸びが続いていることです。

中でも、令和6・7年度の後期高齢者負担率は12.67%であったところ、現時点の暫定値ではございますが、13.27%と大幅に上昇する見込みでございます。

これらの結果、10月算定における令和8・9年度の1人当たりの平均保険料は12万3,827円、令和6・7年度の保険料と比較して1万2,471円、11.2%の増と、過去最大の上昇となっております。

また、こうした保険料全体の見直しと併せて、低所得者の負担増に配慮し、令和6・7年度に引き続き、均等割と所得割の比率が調整されており、賦課限度額の見直しや所得に係る保険料率を引き上げる形で、負担能力に応じた保険料が賦課される制度設計となっております。

当広域連合といたしましては、保険料の上昇はやむを得ないものと考えておりますが、過去最大の上昇となっていることも踏まえ、特別対策を継続するほか、広域連合の特別会計調整基金の活用や、東京都の管理する財政安定化基金の活用を都に要望するなど、保険料の上

昇を抑制するための方策を最大限行っております。

さらに、12月には診療報酬の改定なども予定されており、保険料に反映していく必要がございますが、来年1月にお示しする令和8・9年度保険料の最終案に向けて、引き続き、適切に算定して参ります。

次に、医師による診療報酬不正請求事件の経緯と原因について、お答えいたします。

本件は、医師が、高齢の在宅患者や施設入所者への訪問診療を通じて、薬剤を配薬する名目で複数の薬局を欺き、又は自身の医療機関における院内処方を通じて、がん治療薬など高額薬剤を交付させ、実際には患者に渡さず、自らの利益とした事件です。

最初に、本件の経緯ですが、令和4年1月下旬に広域連合が被保険者に送付した医療費通知の内容に関して、複数の被保険者やその家族等から、令和3年7月分及び同年8月分として、覚えのない薬局名や高額な医療費が記載されていると連絡があったことがきっかけです。

広域連合が調査したところ、当該医師の処方による著しく請求点数の高い診療報酬明細書が多数存在することが判明しました。

次に、その原因は、当該医師が、後期高齢者の認知機能の低下などにつけ込み、訪問診療を通じて配薬を行うと薬局を欺き、審査を通過する内容を備えた診療報酬明細書を作成し、提出するなど、手口として巧妙であったことによるものと認識しております。

診療報酬明細書による請求の審査は、一次点検、二次点検を東京都国民健康保険団体連合会に委託していますが、当該審査は、主に明細書に記載されている事項について、その診療内容が、定められた規則に合致しているかどうかを審査する、いわゆる性善説に立ったものであるため、記載に誤りがなければ審査は通過します。

この審査では、令和元年7月から令和3年3月診療分に至るまで、複数にわたり疑義照会を行っていましたが、当該医師はその都度、医療行為として整合性のとれた説明を行い、審査を通過させていました。

以上でございます。

○石川議長

石井議員。

○28番 石井議員

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、いくつか再質問させていただきます。

まず、令和8・9年度の保険料につきまして、再質問させていただきます。

令和8・9年度の保険料について、制度改正や様々な要因によって増額せざるを得ない状況であるということは、先ほどの答弁において理解いたしました。

一方で、保険料負担の増は、これ以上収入がなかなか増える見込みのない年金暮らしの高齢者の方々、そういった方々の暮らしに大きな影響を与えるものと認識しております。

後期高齢者医療制度を適切に運営することで、全ての後期高齢者の皆様に安心して医療を受けていただくために、保険料負担が必要なものだとしっかり説明し、丁寧な周知をしていくことが必要と思います。

また、保険料の軽減について、特別対策のほか、基金等の活用により最大限の努力をされていることについて、理解をいたしますが、負担軽減のために更に国に対して働きかけていく必要があると思いますが、広域連合としてどのようにお考えでしょうか。これについて伺います。

次に、医師による診療報酬不正請求事件について再質問いたします。

ただいま、現行の仕組みの中での限界、また、見逃された要因に対する広域連合の認識が示されました。

そうした中、本定例会で不正検知のための補正予算が示されております。

ここでは何をやろうとしているのでしょうか。それは再発防止になるのでしょうか。

東京都国民健康保険団体連合会への審査委託に次ぐ、新たな不正請求疑義案件を検出する仕組みとして、やろうとしていることや、スケジュール感をお示してください。

あわせて、13億8,000万円余りの債権回収に向けて、今後の取組を伺います。

以上です。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○保険部長

議長、保険部長。

○石川議長

保険部長。

○保険部長

令和8・9年度保険料についての再質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度において、被保険者の皆様からお預かりする保険料は、本制度を維持、運営する上での重要な財源と考えております。

後期高齢者の皆様に安心して医療を受けていただくために、保険料については、これまでも被保険者宛ての通知へのチラシ同封のほか、医療機関等へのポスター掲示、広域連合ホームページへの掲載などにより、周知して参りましたが、引き続き、様々な方法で周知、広報に努めて参ります。

また、国に対しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会等の場で、被保険者の負担軽減のための国の財源を増やすことについて、これまでも要望してきましたが、被保険者の負担軽減に繋がるよう、引き続き要望して参ります。

次に、医師による診療報酬不正請求事件について、不正請求疑義案件を検出するための新たな点検の内容、スケジュール感及び債権回収に向けた今後の取組についてお答えいたします。

今回の不正請求事件は、医師、薬局、患者及び審査機関の関係性をもとに成り立つ支払い制度を悪用した、極めて悪質なものであります。

広域連合としては、二度と同様の事案を発生させないため、既に今年度から、東京都と広域連合との間で、疑義案件について早期かつ迅速に情報連携を行う取組や、東京都国民健康保険団体連合会から広域連合に対して、診療報酬明細書と調剤報酬明細書が3か月揃わないデータ提供を受ける取組を開始しております。

また、東京都医師会及び東京都薬剤師会に対して、本件について報告を行い、再発防止に向けた取組の実施と更なる連携を申し入れました。

さらに、本定例会において補正予算が認められた際には、東京都国民健康保険団体連合会への審査委託に次ぐ第3の点検として、外部委託による民間事業者のノウハウを活用した不正請求を見逃さないための仕組みづくりに着手します。

来年7月末までに不正疑義案件を検出する新システムを構築し、8月以降、当該システムにより検出された疑義案件について、点検員による内容点検で更に疑義が濃厚なものを検出し、当該疑義案件を、被保険者へのアンケートを通じて確認する仕組みを構築していく予定です。

債権回収に向けた取組についてでございますが、今月、医師居宅への立ち入りによる動産執行を実施いたしました。

その際に新たに得た情報に基づき、本定例会における追加議案として、訴えの提起の議案4件を緊急で上程させていただいております。

今後も粘り強く調査を徹底して進めるとともに、着実に債権の回収に取り組んで参ります。

以上でございます。

○石川議長

石井議員。

○28番 石井議員

ご答弁いただきありがとうございました。

まず、令和8・9年度の保険料については、広域連合として丁寧な周知、広報と更なる国への要望を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

また、東京都の後期高齢者が、住み慣れた地域で、日々安心して生活していけるよう、後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な制度運営を強く要望いたします。

そして次に、医師による診療報酬不正請求事件についてです。

事件に対する捉え方や、今後に向けた取組について、情報連携であったり、不正をすぐに見破ることができるようにシステム構築をしていくこと、また、疑義案件を速やかに炙り出すことができるように、大変具体的、前向きで、更に効果的な様々な手法を、今ご答弁いただきました。

この点に関しましては、広域連合長も制度を揺るがしかねない大変な重大案件であると認識を示されているとおり、今後、再発防止と債権回収に向けて全力を傾けていただきますようお願いいたします。

そういった中で、やはり債権回収は債権回収のプロが、民間企業の中で様々な形で活躍しているかと思えます。

ぜひとも、広域連合として、こういった民間企業や各市収納課との連携により、様々な知見を積み上げる中で、少しでも多くの債権回収に向けて努力をしていただきたいと思います。

この点に関しましては、本来、性善説で進めていくべき案件が、残念ながら性悪説の中で、歪められているというこの事例、非常に私も悲しく思います。

中国の古代の思想家の韓非子が、性悪説を唱えてるかと思えます。

非常に残念ではありますが、この制度を揺るがしかねない事情があるということを強く受け止めていただきまして、信頼回復に向けて全力を挙げていただきますよう、心からお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石川議長

以上で一般質問を終了いたします。

次に、日程第3 同意第5号「東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

同意第5号につきまして、ご説明いたします。

広域連合監査委員のうち、広域連合規約第16条第2項に基づき、識見を有する者から選任されております清水耕次監査委員は、令和7年11月30日をもって任期を満了いたします。

このため、後任者につきましては、前江戸川区副区長であり、行政運営に関し優れた識見をお持ちである弓場宏之氏が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

何とぞ議員の皆様のご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

同意第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第5号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

<「異議無し」の声有り>

○石川議長

ご異議無しと認めます。よって、同意第5号は提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に日程第4 認定第1号「令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第5 認定第2号「令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○並木会計管理者

議長、会計管理者。

○石川議長

会計管理者。

○並木会計管理者

認定第1号「令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び認定第2号「令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、一括してご説明申し上げます。

お配りしております、決算書の1ページをお開きください。令和6年度の歳入歳出決算の総括でございます。

まず、一般会計の歳入決算額は110億4,825万6,608円でございます。

歳出決算額は109億6,184万6,095円、差引残額は8,641万513円です。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1兆6,566億3,285万1,204円、歳出決算額は1兆6,314億4,192万4,317円、差引残額は251億9,092万6,887円でございます。

合計金額でございます。

歳入決算額は1兆6,676億8,110万7,812円、歳出決算額は1兆6,424億377万412円、差引残額は252億7,733万7,400円です。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算でございます。恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。

一般会計の歳入です。

4ページの左の款ごとに、5ページの上の欄、左から2番目の収入済額につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1款の「分担金及び負担金」でございます。区市町村からの事務費負担金で63億2,742万9,000円です。

第2款の「財産収入」は、財政調整基金の運用収入で335万3,825円です。

第3款の「繰越金」は9,183万4,373円です。

第4款の「諸収入」は114万4,044円です。

その内訳でございますが、第1項の「預金利子」が37万3,478円、第2項の「雑入」が

77万566円でございます。

続きまして、第5款の「繰入金」は46億2,441万8,366円です。

内訳でございます。第1項の「基金繰入金」は、財政調整基金からの繰入れでございます、23億8,665万3,000円です。第2項の「他会計繰入金」は、特別会計からの繰入れで、22億3,776万5,366円です。

続きまして、第6款の「寄付金」は7万7,000円です。

以上のことから、一般会計の歳入合計は110億4,825万6,608円となります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。

6ページの左の款ごとに、7ページの上の欄、一番左の支出済額につきまして、ご説明申し上げます。

第1款の「議会費」でございます。250万3,937円です。

第2款の「総務費」は7億5,902万1,626円です。

その内訳でございますが、第1項の「総務管理費」が7億5,824万7,366円、第2項の「選挙費」が4万3,000円、第3項の「監査委員費」は73万1,260円です。

次に、第3款の「民生費」は79億700万円です。

第4款の「公債費」につきましては、支出がございませんでした。

第5款の「諸支出金」は22億9,332万532円です。

第6款の「予備費」につきましては、支出はございませんでした。

以上によりまして、一般会計の歳出合計は、109億6,184万6,095円となります。

一般会計の歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり、8,641万513円でございます。

続きまして、特別会計の歳入歳出決算でございます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

まず、特別会計の歳入でございます。

8ページの左の款ごとに、9ページの上の欄、左から2番目の収入済額につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1款の「区市町村支出金」は、区市町村が徴収いたしました保険料等の納付額で、3,510億7,216万4,524円です。

第2款の「国庫支出金」は4,371億1,974万8,819円です。

内訳でございますが、第1項の「国庫負担金」は、療養給付費負担金等で3,713億2,631万5,887円、第2項の「国庫補助金」は、財政調整交付金等で657億9,343万2,932円です。

第3款の「都支出金」は1,291億2,898万4,899円です。

内訳でございますが、第1項の「都負担金」は1,274億294万4,899円、第2項の「都補助金」は17億2,604万円です。

第4款の「支払基金交付金」は6,795億9,735万1,053円です。

第5款の「特別高額医療費共同事業交付金」は12億5,667万8,686円です。

第6款の「財産収入」は、特別会計調整基金の運用収入で8,864万2円でございます。

第7款の「繰入金」は232億3,978万1,000円です。

内訳でございますが、第1項の「他会計繰入金」は79億700万円、第2項の「基金繰入金」は153億3,278万1,000円です。

第8款の「繰越金」は336億317万6,168円でございます。

第9款の「諸収入」は15億2,632万6,053円です。

内訳ですが、第1項の「延滞金、過料及び加算金」が1万6,208円、第2項の「預金利子」が7,299万8,628円、第3項の「雑入」が14億5,331万1,217円でございます。

以上によりまして、特別会計の歳入合計は1兆6,566億3,285万1,204円となります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

特別会計の歳出でございます。

10ページの左の款ごとに、11ページの上の欄、一番左の支出済額につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1款の「総務費」でございます。61億4,796万2,781円です。

内訳でございますが、第1項の「総務管理費」は61億2,109万8,768円、第2項の「徴収費」は2,686万4,013円です。

第2款の「保険給付費」は1兆5,828億9,571万4,514円です。

第3款の「特別高額医療費共同事業拠出金」は13億6,031万557円です。

第4款の「支払基金拠出金」は11億5,411万9,394円です。

第5款の「保健事業費」は63億9,678万218円です。

第6款の「基金積立金」は159億1,100万1,358円です。

第7款の「公債費」につきましては、支出はございませんでした。

次に、第8款の「諸支出金」でございます。175億7,603万5,495円です。

内訳でございますが、第1項の「償還金及び還付加算金」は、国庫支出金等の精算に伴う返還金等で153億3,827万129円、第2項の「繰出金」は、一般会計繰出金で22億3,776万5,366円です。

第9款の「予備費」につきましては、支出はございませんでした。

以上によりまして、特別会計の歳出合計は1兆6,314億4,192万4,317円となります。

特別会計の歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり、251億9,092万6,887円でございます。

40ページをお開きください。

こちらは、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、4の「翌年度へ繰り越すべき財源」がございませんでしたので、5にお示ししておりますとおり、一般会計の歳入歳出差引残額が、そのまま実質収支額となっております。

次に41ページをご覧ください。こちらは、特別会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、4の「翌年度へ繰り越すべき財源」がございませんでしたので、5にお示しのとおり、特別会計の歳入歳出差引残額が、そのまま実質収支額となっております。

続きまして44ページ、45ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

まず、土地及び建物の財産はございません。

1ページおめくりいただきまして、46ページをご覧ください。

4の「基金」でございます。こちらにつきましては、一括してご説明申し上げます。

右端の「決算年度末現在高」をご覧ください。

1つ目の「東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金」は23億3,234万5,484円です。

2つ目の「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金」は390億1,239万1,193円でございます。

合計現在高は413億4,473万6,677円でございます。

説明は以上でございます。何とぞご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○石川議長

認定第1号及び認定第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、認定第2号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第19号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第7 議案第20号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました、議案第19号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第20号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案集の9ページをお開きください。まず、議案第19号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ29億2,328万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ106億4,795万円とするものであります。

補正の内容は、11ページの第1表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

今回の補正は、令和6年度決算の確定に伴う整理に係る予算を計上するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。まず、歳入です。

第1款「分担金及び負担金」、第1項「負担金」は、決算の確定に伴い、市区町村からの事務費負担金を3,000万円減額するものであります。

第3款「繰越金」、第1項「繰越金」は、前年度一般会計決算剰余金のうち、当初予算の額を差し引いた、7,641万1,000円を増額するものであります。

第5款「繰入金」、第2項「他会計繰入金」は、決算確定に伴い、特別会計から事務費の残額等28億7,686万9,000円を繰り入れるものであります。

続いて、歳出です。

第5款「諸支出金」、第1項「基金費」は、決算確定に伴う一般会計剰余金及び特別会計からの繰入金を財政調整基金に積み立てるため、29億2,328万円を増額するものであります。

議案集の13ページをお願いいたします。

次に、議案第20号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ259億2,797万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を、それぞれ1兆6,661億2,738万1,000円とするものであります。

また、第2条のとおり、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、第2表「債務負担行為の補正」により定めるものであります。

補正の内容については、15ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

今回の補正は、令和6年度決算の確定に伴う歳入歳出予算の補正を行うほか、所要の経費を計上するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。まず、歳入です。

第1款「区市町村支出金」、第1項「区市町村負担金」は、決算確定に伴い、2億7,854万7,000円を増額するものであります。

第2款「国庫支出金」、第2項「国庫補助金」は、特別調整交付金保険者インセンティブ分などの計上により、12億232万3,000円を増額するものであります。

第3款「都支出金」、第2項「都補助金」は、健康診査補助金歯科健診分の計上により、1億2,136万5,000円を増額するものです。

第4款「支払基金交付金」、第1項「支払基金交付金」は、決算確定に伴い、

9億1,778万2,000円を減額するものです。

第8款「繰越金」、第1項「繰越金」は、前年度決算剰余金のうち、当初予算の額を差し引いた251億8,992万6,000円を増額するものです。

第9款「諸収入」、第3項「雑入」は、決算確定に伴い、葬祭費支給金の前年度実績に基づく返還金5,360万円を増額するものです。

続いて、歳出です。

第1款「総務費」、第1項「総務管理費」は、区市町村支援事業補助金に係る費用及び資格確認書等交付事務の実施による費用の計上により、8億2,293万5,000円を増額するものです。

第2款「保険給付費」、第1項「療養諸費」は、決算確定に伴い、5,790万円を増額するものです。

第5款「保健事業費」、第1項「保健事業費」は、区市町村歯科健康診査事業補助金の計上により、2億5,430万9,000円を増額するものです。

16ページをお願いいたします。

第6款「基金積立金」、第1項「基金積立金」は、前年度の繰越金の精算後の額を、特別会計調整基金に積み立てるため、51億5,329万6,000円を増額するものです。

第8款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」は、決算確定に伴い、市区町村及び国等への返還金167億6,267万円を増額するものです。

第2項「繰出金」は、決算確定に伴う事務費負担金残額等を一般会計に繰り出すため、28億7,686万円9,000円を増額するものです。

17ページに記載の第2表「債務負担行為の補正」について、引き続き、ご説明申し上げます。

令和7年度から令和8年度にかけて、不正請求疑義案件の検出システムを構築し、令和8年8月から運用を開始するため、債務負担行為を補正するものになります。

令和7年度の補正額は0円であり、令和8年度当初予算は9,130万円の計上を予定しております。

以上、補正予算についてのご説明とさせていただきます。何とぞご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

これより質疑を行います。議案第20号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

29 番 三原智子議員。

○29 番 三原議員

「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」のうち、議案集17ページ、債務負担行為の補正、不正請求等検出事務委託についてお伺いいたします。

本事業の実施が必要となった経緯や委託の内容等について、教えていただけますでしょうか。また、本事業の限度額を9,130万円とした根拠についてもお答えください。お願いいたします。

○橋本給付管理課長

議長、給付管理課長。

○石川議長

給付管理課長。

○橋本給付管理課長

令和7年度特別会計補正予算における債務負担行為の補正、不正請求等検出事務委託について、一括してお答えいたします。

本事業の実施が必要となった経緯ですが、10月1日に広域連合がプレスリリースを行った、医師による不正請求事件をきっかけとしております。

現在、広域連合が東京都国民健康保険団体連合会に委託する診療報酬請求に対する審査は、主に診療報酬明細書等に記載されている事項について、定められた規則に合致しているかどうかを審査する制度となっております。

本事件の発生要因は、当該医師がこのような、いわゆる性善説に基づいた制度を悪用し、審査を通過させる内容を備えた診療報酬明細書等を作成し、提出したことによるものです。

こうした事件を二度と発生させないため、悪用されたケースにも対応できるよう、他の健康保険等で審査実績のある民間事業者のノウハウを活用し、これまでの一次点検、二次点検に次ぐ審査として、第3の点検を検討するに至りました。

次に、委託内容でございますが、第1に、不正請求疑義案件を検出するためのシステム構築を行い、第2に、当該システムによって検出された疑義案件について、医療事務等の資格試験合格者や、同等の知識や経験を有する点検員が審査、確認を行います。

第3に、点検員の審査により疑義が深まった案件について、被保険者にアンケートを行い、事実確認を進めていく内容としております。

次に、限度額を9,130万円とした根拠でございますが、複数の民間事業者へのヒアリングをもとに、システム開発や機器調達等によるシステム構築費用として3,850万円、システム操作や分析、アンケート等の運用費用として5,280万円を想定した金額でございます。

以上でございます。

○石川議長

三原議員。

○29番 三原議員

ありがとうございました。

10月1日のプレスリリースによりますと、広域連合長のコメントには、同様の事件が起きないように、不正請求を検出するシステムを導入する等の対策を検討していくという言葉がありました。

ただいまのご答弁では、発生要因も分析されるなど、対策の検討を十分にされたことがよく分かりました。

また、内容や限度額の根拠についても分かりました。

そして、先ほどの一般質問で、スケジュール等についても分かりました。

大変な事件で、正直驚きましたけれども、早急に対応していただいたことは評価できるのではないかと考えております。

システムの導入等、引き続き、よろしくお願いいたします。

再質問はございません。ありがとうございました。

○石川議長

以上をもって、質疑を終結いたします。これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 8 議案第 21 号から日程第 11 議案第 24 号までの 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました、議案第 21 号から議案第 24 号の「訴えの提起」について、ご説明いたします。

広域連合は、昨年 11 月開催の令和 6 年第 2 回定例会及び本年 1 月開催の令和 7 年第 1 回定例会で議決を頂戴し、診療報酬及び調剤報酬の不正請求を行った医師に対し、令和 7 年 1 月に 1 億 525 万円余、同年 3 月に 12 億 8,000 万円余の損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

両事件は併合審理され、本年 5 月 28 日に全部認容判決が下り、6 月 25 日に判決が確定いたしました。

当該確定判決に基づき、医師の財産調査をしたところ、不正請求の対価として医師名義の口座に送金された診療報酬等から、多額の金員が、医師が代表社員を務める合同会社、医師の長女、医師の妻、医師の妻が代表取締役を務める株式会社、それぞれの名義の口座に継続的に送金されている事実を把握いたしました。

当該金員につきまして、不当利得として返還請求すべきものとし、医師が代表社員を務める合同会社、医師の長女、医師の妻、医師の妻が代表取締役を務める株式会社を被告とする返還請求訴訟を提起するものでございます。

事件の概要につきましては、お配りいたしました議案第 21 号から議案第 24 号に記載のとおりとなります。

議案記載の事件について、地方自治法第 240 条第 2 項及び東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例第 9 条の規定に基づき、合同会社 Dear Lab を被告として、目的の価額を 3 億 1,126 万 5,100 円、医師の長女を被告として、目的の価額を 273 万円、医師の妻を被告として、目的の価額を 7,707 万 1,510 円、未来と夢と人と株式会社を被告として、目的の価額を 2,266 万 5,000 円とする訴えを、それぞれ提起するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

何とぞご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

これより質疑を行います。議案第 21 号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

5 番 佐藤篤議員。

○5 番 佐藤議員

ただいま上程されました議案について、質疑を行います。

まず、事前の石井議員、三原議員のご質問で大分全容が分かりましたので、通告してありますけれども、分かった部分は省略して質問します。

1 点目の本件の発覚の経緯は、先ほど理解しましたので結構です。

2 点目の執行財産についてですが、この間、本人の動産執行はもとより、本人と経営する会社、妻、長女ということで今回議案が上がってるわけですが、これ以外には現状無いという認識なのか、その全容について、まず伺います。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○橋本給付管理課長

議長、給付管理課長。

○石川議長

給付管理課長。

○橋本給付管理課長

議案第 21 号から議案第 24 号における債権回収について、ご質問にお答えいたします。

現段階での執行財産でございますが、確定した認容判決に基づき、11 月 11 日に動産執行として、裁判所執行官が医師宅に立ち入り、調査を行ったものの、換価性のある動産がございませんでした。

また、各銀行等に、医師の財産について調査をしているところでございますが、現在のところ、そういった財産について把握ができておりません。その把握のため調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○石川議長

佐藤議員。

○5 番 佐藤議員

理解いたしました。

その上で、3 点目の債権の種類ですが、本件の元となっている医師に対する債権の種類をご教示いただければと思います。

○橋本給付管理課長

議長、給付管理課長。

○石川議長

給付管理課長。

○橋本給付管理課長

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

債権の種類でございますが、医師に対する債権につきましては、破産法第 253 条第 1 項第 2 号における「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」に当たると考えられるため、仮に破産開始決定の手続きがなされた場合であっても、非免責債権に当たるもの

と考えております。

○石川議長

佐藤議員。

○5番 佐藤議員

ありがとうございました。

これ、一般債権なんですよ。恐らくこういう事案というのは税の滞納も大量にありますし、その他民間会社からの私債権、これもかなり競合するものがあると予想されます。

税金が最優先になるわけですが、その次に来る債権ということで、その他民間会社、いわゆる借金ですがこれと競合するので、今回の事件は公金と保険料を原資としておりますので、なるべく早くこれを優先回収して、穴を最小限にするという努力をしていただきたい。

その努力の賜物として、今回、緊急上程されていると理解しておりまして、この点については評価いたしたいと思います。

いずれ破産手続きに移行することは容易に予想されるわけですが、その前に、しっかり取るべきものは取るという姿勢で臨んでいただきたいし、私もその姿勢を支持したいと思います。

2点目の再発防止策については、先ほどの一般質問でもよく理解いたしましたので、質疑はいたしませんし、答弁も求めませんが、一言だけ申し上げておきますけれども、先ほどの再発防止策の中で疑義照会等のお話がありました。

ちょうど今、墨田区の国保の中で話題となっておりますが、頻回受診や、向精神薬、睡眠薬等を、普通1日1錠なので365錠までですが、8,000錠もらってる事例等が散見されてるんですね。

そのような中で、実は一番最初に気づいたのが墨田区薬剤師会だったんです。

薬剤師の権限が、まさに薬剤師法に基づく疑義照会の権限になりますので、民間機関であるということはあるかもしれませんが、薬剤師をしっかり入れて、医師も疑義照会に答えたけれど、それはそれなりの答えであったということですから、それに対応するためには、薬剤師にもしっかりと入ってもらって、東京都や国にも連携を求めるといった答弁がありましたけれども、このことを私としても、現場の実感からしても求めておきたいし、参考になれば幸いに思っております。

頑張ってください。終わります。

○石川議長

以上をもって、質疑を終結いたします。これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。議案第21号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第22号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第23号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第24号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 12 議案第 25 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第 13 議案第 26 号「東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました、議案第 25 号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 26 号「東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本日机上配布させていただきました「令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議定会に係る議案の送付について（通知）」をご覧ください。

広域連合職員の給与は、特別区職員の給与体系に準拠することが設立当初からの運用となっており、今般、特別区人事委員会からありました職員の給与等に関する勧告に基づき、職員の給与改定を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

まず、議案第 25 号の改正条例第 1 条においては、月例給について、全ての級及び号給で引き上げを行うよう、給料表の改定を行うものであります。

あわせて、特別給の年間の支給月数を 0.05 月引き上げるため、令和 7 年 12 月の支給月数を期末手当、勤勉手当とも、それぞれ 0.025 月ずつ引き上げるものであります。

第 2 条においては、第 1 条で改正した期末手当と勤勉手当の支給月数について、6 月と 12 月に均等に割り振るものであります。

なお、附則におきまして、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1

日から施行とし、給料表は令和7年4月1日から適用することといたしております。

次に、議案第26号の改正条例第1条においては、会計年度任用職員の特別給の年間の支給月数を0.05月引き上げるため、令和7年12月の支給月数を期末手当、勤勉手当とも、それぞれ0.025月ずつ引き上げるものであります。

なお、会計年度任用職員の月例給については、議案第25号の給料表の改定に伴い、職員と同様に引き上げを行います。

第2条においては、第1条で改正した会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の支給月数について、6月と12月に均等に割り振るものでございます。

なお、附則におきまして、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとしてございます。

以上、何とぞご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○石川議長

議案第25号及び議案第26号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。議案第25号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第26号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、本年 11 月 30 日をもって任期満了により退任されます清水耕次代表監査委員より、退任のご挨拶があります。清水代表監査委員、よろしく願いいたします。

○清水代表監査委員

この度、任期満了により、監査委員を退任いたします。

4 年間の長きにわたる皆様方のご協力に、心から感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○石川議長

ありがとうございました。

当広域連合において、2 期 4 年にわたり、ご尽力いただき、感謝申し上げます。お疲れ様でございました。

これをもちまして、令和 7 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 36 分 閉会

議 長 石 川 義 弘

署 名 議 員 上 野 ひろみ

署 名 議 員 清 水 学

令和7年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果一覧

広域連合長提出議案の議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第5号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	11月28日	同意
認定第1号	令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11月28日	認定
認定第2号	令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11月28日	認定
議案第19号	令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	11月28日	原案可決
議案第20号	令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	11月28日	原案可決
議案第21号	訴えの提起について	11月28日	原案可決
議案第22号	訴えの提起について	11月28日	原案可決
議案第23号	訴えの提起について	11月28日	原案可決
議案第24号	訴えの提起について	11月28日	原案可決
議案第25号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第26号	東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともりの
2	港区議会	ゆうき くみこ
3	新宿区議会	渡辺 清人
4	台東区議会	石川 義弘
5	墨田区議会	佐藤 篤
6	目黒区議会	おのせ 康裕
7	大田区議会	大森 昭彦
8	世田谷区議会	いたい ひとし
9	渋谷区議会	一柳 直宏
10	中野区議会	森 たかゆき
11	北区議会	青木 博子
12	荒川区議会	斎藤 泰紀
13	板橋区議会	田中 いさお
14	練馬区議会	上野 ひろみ
15	足立区議会	ただ 太郎
16	欠 員	
17	江戸川区議会	島村 和成
18	青梅市議会	山内 公美子
19	府中市議会	前川 浩子
20	昭島市議会	渡辺 純也
21	調布市議会	古川 陽菜
22	町田市議会	今村 るか
23	小金井市議会	清水 学
24	小平市議会	佐藤 徹
25	日野市議会	田原 茂
26	東村山市議会	村山 じゅん子
27	国分寺市議会	高野 ふみお
28	国立市議会	石井 伸之
29	福生市議会	三原 智子
30	瑞穂町議会	小川 龍美
31	八丈町議会	山本 忠志